**○経済産業省
国土交通省告示第二百十一号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十二年八月六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十五日

経済産業大臣	大畠　章宏
国土交通大臣	馬淵　澄夫
環境大臣	松本　龍

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－881	トヨタ　4FD230 HP	J08E－TM	株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地

**○経済産業省
国土交通省告示第二百十二号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十二年八月十二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十五日

経済産業大臣	大畠　章宏
国土交通大臣	馬淵　澄夫
環境大臣	松本　龍

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－882	キャタピラー 305.5DCR	S4Q2－EDM2TL	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

**○経済産業省
国土交通省告示第二百十三号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十二年八月十七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十五日

経済産業大臣	大畠　章宏
国土交通大臣	馬淵　澄夫
環境大臣	松本　龍

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－883	TCM KDP－S 74	V3800－DI－T－KDP	TCM株式会社	大阪府大阪市西区京町堀1丁目15番10号
NV－884	TCM KDP－F 142	S6S－KDP 2TV	〃	〃
NV－885	TCM KDP－F 143	〃	〃	〃

**○経済産業省
国土交通省告示第二百十四号
環境省**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、ニシオティーアンドエム株式会社から、届出事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月十五日

経済産業大臣	大畠　章宏
国土交通大臣	馬淵　澄夫
環境大臣	松本　龍

1．変更する届出事業者の名称

旧　株式会社トンネルのレンタル

新　ニシオティーアンドエム株式会社

2．変更する届出事業者の住所

旧　大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目11番17号

新　大阪府高槻市唐崎西二丁目26番1号

3．変更年月日

平成22年4月1日

○国土交通省告示第十三百二十五号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

本則の表利率の欄中「一・二パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

附則第三項の表中「一・四パーセント」及び「一・五パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十二年十月十八日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第十三百二十六号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

三ヲ中「西春日町一番二号」を「下郡北三丁目二十五番十八号」に改める。

○国土交通省告示第十三百二十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1120	水セメント比と最小かぶり厚さの特別な組合せによる高炉スラグ微粉末を120kg／m³以下混入した早強ポルトランドセメントを使用したコンクリートの構造方法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	松阪興産株式会社	三重県松阪市鎌田町253番地5	平成22年11月4日